

令和2年4月23日

岐阜県行政書士会

会長 森伸二様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

感染拡大防止のための在宅勤務等の推進に係る協力の要請について

令和2年4月16日、岐阜県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に追加されました。

また、政府が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、「接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」とされ、「在宅勤務（テレワーク）を強力に推進し、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する」とこととされています。

これらの状況を踏まえ、県内における感染症の拡大防止のため、当本部は、4月20日に「新型コロナウイルス感染症「緊急事態」総合対策」を公表したところです。

つきましては、以下に記載する在宅勤務の推進など、人ととの接触を最大限少なくする取組の推進や「3つの密」の解消をはじめとする感染症予防対策の実施について、特措法第24条第9項に基づき協力を要請いたしますので、貴会所属の会員の皆様等への周知及び適切な措置の実施についてご協力をお願いいたします。

- ・ 在宅勤務の推進（テレワークの積極的な活用）
- ・ 自転車など多様な出勤方法や時差出勤などによる分散出勤
- ・ WEB等を活用し対面の会議や出張を必要最小限とすること
- ・ 従業員の教育の徹底（健康チェック、マスクの着用、手指の衛生、その他職員の感染症予防対策の徹底）
- ・ 施設の清掃・消毒（十分な清掃をしたうえで、多数の人が頻繁に触れる部分=高頻度接触環境表面の清掃・消毒）
- ・ 事業継続計画の整備・点検
- ・ 職員間の距離を十分に確保したオフィス配置

添付資料

新型コロナウイルス感染症「緊急事態」総合対策(岐阜県)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(政府)